

的中判定に関する指針

第八章 審判規定 について

規約 第三十七条

①次の各号に該当する矢は的中とする。

一、矢が的輪の中で、的枠内に入った場合。ただし矢が折れた場合、または筈がとんだ場合も的中とする。

(図1参照)

※初矢が中った後、二の矢の衝撃で初矢の筈が地についても、初矢は中りのままである。

※的の側面の紙は無いものとする。(的中の判定は的枠正面だけが関係する。)

三、矢が的枠の合わせ目に中った場合。(図2参照)

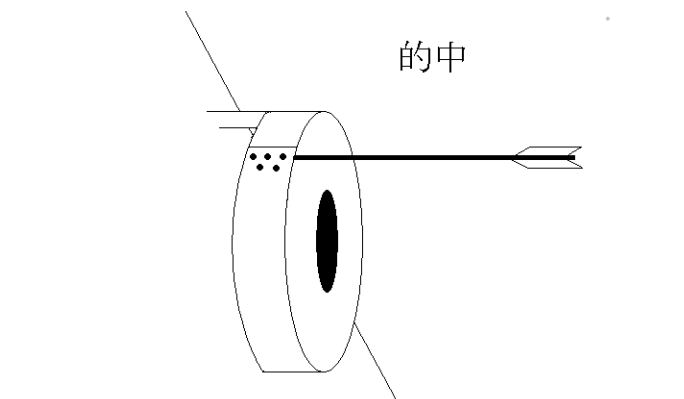


図 1

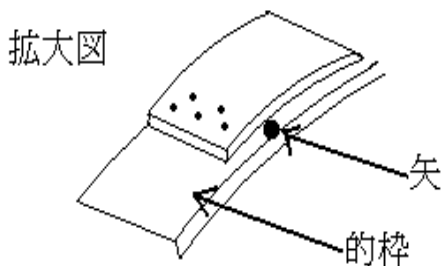


図 2

五、矢が別の矢の筈を射て中った場合。ただしその筈が的枠の内側にあるか外側にあるかは問わない(図3参照)

※中った矢に継ぎ留まった矢は中り。また、その矢の筈が地についた場合も中りとする。(最初の中った矢は中りである。)

※二本目の衝撃で一本目の矢が的から抜けた場合、一本目の矢は中りである。

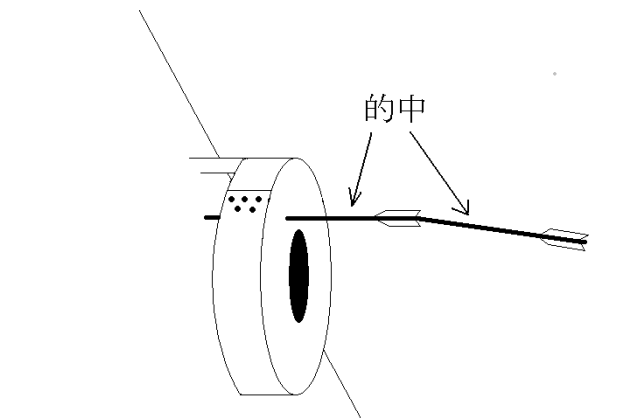


図 3

四、矢が的に中り、的が塚から転落したが、矢は的に付いたままである場合。

※矢が的にあたった衝撃で的が落ちて、その矢の筈が地についても、矢が的にささったままなれば中りとする。(矢が的に離れた場合は規約第37条-②-四により外れ。図4参照)

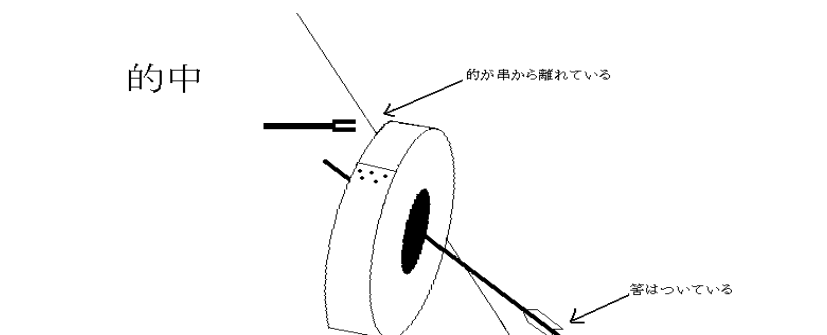


図 4

※矢が的に中った衝撃で的が傾いて、その矢の筈が地についた場合は中りとする。(的が完全に串的串から離れていないかぎり、的は正常な位置にあるとみなす。その後、選手、介添え、監督は審判に対し、転落もしくは傾いた的を掛け直すよう要請することができる。)

※行射の最中に的が転落もしくは傾いた場合、その的を掛け直すことになったら、それまでの的中している矢の本数を確認すること。確認が済んだ後、その的のすべての矢を抜いて的を掛け直す。

※的が串的串から完全に離れていなくとも、串的串が完全に安土から離れていれば的は落ちたとみなす。

六、的枠を内側から外側から射抜きた場合。(図5参照)

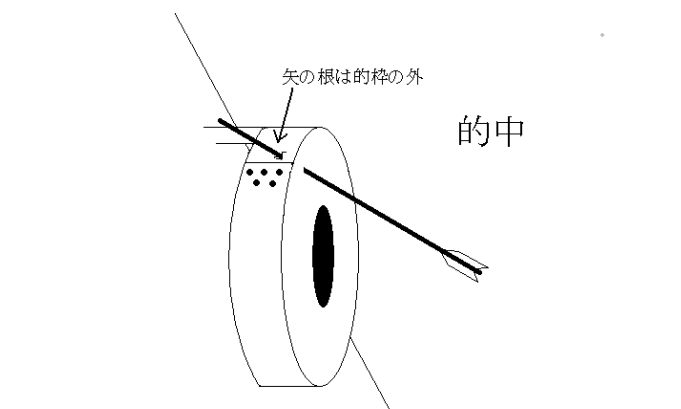


図 5

東京都学生弓道連盟規約 補足

※次の場合は規約には規定されていないが中りとなる場合がある。

- 1, 的枠の継ぎ目以外のところに中って、的枠に矢が刺さったままの場合。
- 2, 的の破損箇所が完全に離れていなかった場合。(図6参照)但し、的の破損箇所が完全に離れていた場合は外れ。(図7参照)

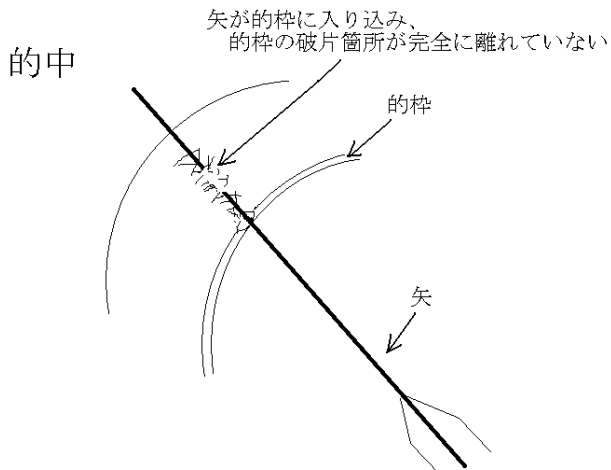


図 6

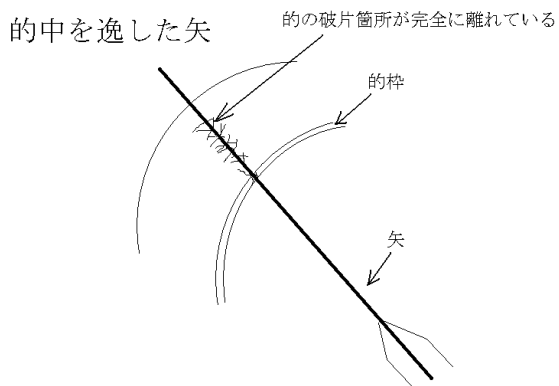


図 7